

平成19年度

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業

公募要領

平成19年3月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(NEDO技術開発機構)

補助金を申請又は受給する皆様へ

最近特に、補助金の不正受給などの不正行為に対する社会全体からの厳しい目が注がれており、NEDO技術開発機構としましても、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

NEDO技術開発機構の補助事業に申請、実施される皆様におかれましては、以下について、充分ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者がNEDO技術開発機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 補助対象設備については、NEDO技術開発機構の交付決定日前において、発注、契約等を行っていた場合は、補助金を交付することはできません。
3. NEDO技術開発機構は、申請者が偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、補助金等の全部または一部については相当期間交付決定を行わないこと、NEDO技術開発機構の所管する契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること、並びに当該申請者の名称及び不正の内容を公表することができます。
4. 以上の事項に違反した場合は、NEDO技術開発機構からの補助金の交付決定及びその他の決定を取り消します。また、NEDO技術開発機構からの補助金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年10.95%の利率)を加えてお返しいただくこととなります。
5. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第29条から第33条には、虚偽及び不正行為等が認められた場合に関する厳しい罰則規定(刑事罰等)が設けられています。

目 次

	ページ
1. 事業の概要	1
1-1. 背景	1
1-2. 目的	1
1-3. 事業内容	1
(1) 補助対象事業	1
(2) 補助対象事業者	1
(3) 補助対象経費	2
(4) 補助率、補助金額	2
(5) 事業期間	2
2. 事業計画の評価項目	2
3. 事業の実施方式	3
3-1. 実施体制	3
3-2. 採択方法	3
4. 成果の報告について	4
5. 公募期間及び書類提出先	4
5-1. 公募期間	4
5-2. 提出先	4
5-3. 提出資料	4
5-4. 提出方法	5
5-5. 公共交通利用推進等マネジメント協議会事務局連絡先	5
6. 個人情報の利用目的の明示について	6
年間予定表	7
資料 補助事業応募に係る提出書類（様式）	8
1. 平成19年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金 （機構法第15条第1項第3号に係るもの）交付申請書	9
（別紙1）補助事業に要する経費、補助金対象経費及び補助金の額並びに 費目ごとの配分	11
（別紙2）補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額	11
2. 平成19年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業に関する実施計画書	12
（別紙3）事業概要	16
（別紙4）民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分（モデル事業）	17
（別紙5）民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分（FS事業）	18
（別紙6）資金調達計画	19
全体システムの概要（別図）	20
（別紙7）課税事業者届出書	21
（別紙8）省エネルギー効果および事業性評価・内訳表	22
提出書類チェックリスト	24

1. 事業の概要

1-1. 背景

我が国においては、平成17年2月に発効された京都議定書により2008年度～2012年度（第一約束期間）における温室効果ガス排出量を1990年度比で6%削減することとなっている。産業部門では省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的に見ても既に世界最高水準の省エネルギーを達成し、温室効果ガス排出量削減に寄与している一方で、民生、運輸部門でのエネルギー消費量の増加が欧米に比べても顕著であり、当該削減目標の達成は相当厳しいものとなっている。

京都議定書の目標達成のためには、民生部門等の対策を抜本的に強化し、より効果的な対策の実施が不可欠であり、京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の各層がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて削減目標達成に向けて取り組んでいくことが必要である。

しかし、民生部門等においては、省エネルギー対策が顧客に与える悪影響など産業部門にない懸念が存在し、単にコスト効果面での単純な対策を実施することが困難であること、また、その対象が多様であるため、エネルギー消費実態や対策効果の評価・把握が困難なことなどから効果的な対策が実施されていないのが現状である。

1-2. 目的

本事業は、かかる状況を踏まえ、エネルギー消費の伸びが著しい民生、運輸部門において、地方公共団体、事業者などの様々な主体が実施する新たな省エネルギー手法等を活用した、効果的で普及性の高い温暖化防止事業に対して支援を行うことにより一層の省エネルギーの取り組みを促すことを目的とする。

1-3. 事業内容

(1) 補助対象事業

省エネルギー効果が高く、経済合理性の点でも波及効果が見込める省エネルギー手法と設備・機器導入の一体化事業であって、その効果を評価し、明確にすることにより新たな省エネルギー対策の提案のモデルとなりうる事業を対象とする。もしくは、構想段階でありシミュレーション調査等により今後上記のような事業の具体化が期待できる調査事業を対象とする。特に、設備・機器導入型の事業に対し、新たな省エネルギー手法を政策的に取り組むことによりシナジー効果や総合経済効果の発掘が期待できるものを優先的に採択する。

また、国土交通省と連携して、自家用自動車の使用を抑制して公共交通機関への転換・利用を促進する取り組みに対しては重点的に支援する。

なお、物流分野における荷主や物流事業者が連携して行う物流効率化に関する事業は、補助対象外である。

補助対象事業としては下記の2事業のいずれかを提案すること。

- ・平成19年度に直ちに具体的なモデル事業を完成できるもの（以下、モデル事業という）
- ・構想段階でありシミュレーション調査等を行うことにより、事業の具体化が期待できるもの（以下、FS事業という）

1) モデル事業の内容

省エネルギー効果の高い実証モデルを設定し、当該モデルの省エネルギー効果及びトランスファー可能性を評価するためのデータの収集及び解析を行う。

2) FS事業の内容

構想段階でありシミュレーション調査等を行うことにより、事業の具体化提案を行う。

(2) 補助対象事業者

法人格を有する地方公共団体、民間団体等（民間団体等とは企業、公益法人等をいう）。

ただし、複数の実施主体が対等な立場で共同して事業実施する体制であることとします。

また、社会システムへの確実な定着を狙い、地方公共団体等との連携事業を優先的に採択します。

(3) 補助対象経費

交付規程に掲げる範囲の経費

区 分	費 目	内 容
モデル事業	設計費	機械装置等の設計に係る経費（但し、申請者による設計のための労務費は評価費に含めること）
	設備費	機械装置等購入、製造、改造等に係る経費（ただし、土地の取得及び賃貸に係る経費を除く。）
	工事費	機械装置等の設置及び設置に直接必要な配管、配電等の工事に係る経費
	諸経費	機械装置等の設置に直接必要なその他経費（管理費（旅費、通信費、会議費等）等）
	評価費	労務費、情報収集、評価等の経費
F S 事業	調査費	労務費、情報収集等の経費

(4) 補助率、補助金額

- ①補助率 モデル事業 1 / 2
 F S 事業 定額
- ②補助金額 モデル事業の1件当たりの補助金上限は1億円。
 F S 事業の1件当たりの補助金上限は2千万円。

(5) 事業期間

原則1年。ただし、効果の把握と評価のため1年での実施が困難であって、年度毎の発生経費が明確に区分できる事業で、必要と認められる場合は2年（この場合でも、2年目には新たな交付申請が必要）。

2. 事業計画の評価項目

- (1) 省エネルギー効果
事業実施による省エネルギー効果を評価する。
- (2) 費用対効果
補助金額等に対する省エネルギー効果で評価する。
- (3) 波及効果
導入する設備・機器・システムを含めた省エネルギー手法について、普及性の観点で評価する。
- (4) 先進性・モデル性
新たな省エネルギー手法となりうる工夫がこらされているかを評価する。
- (5) 事業性評価
投資した資金を回収できる期間がモデル事業として適切であるかどうかを評価する。
- (6) 評価手法
事業実施後の効果の把握が効率的で明確にできる手法か評価する。
- (7) 実施体制
各主体の協力体制が整っているか評価する。

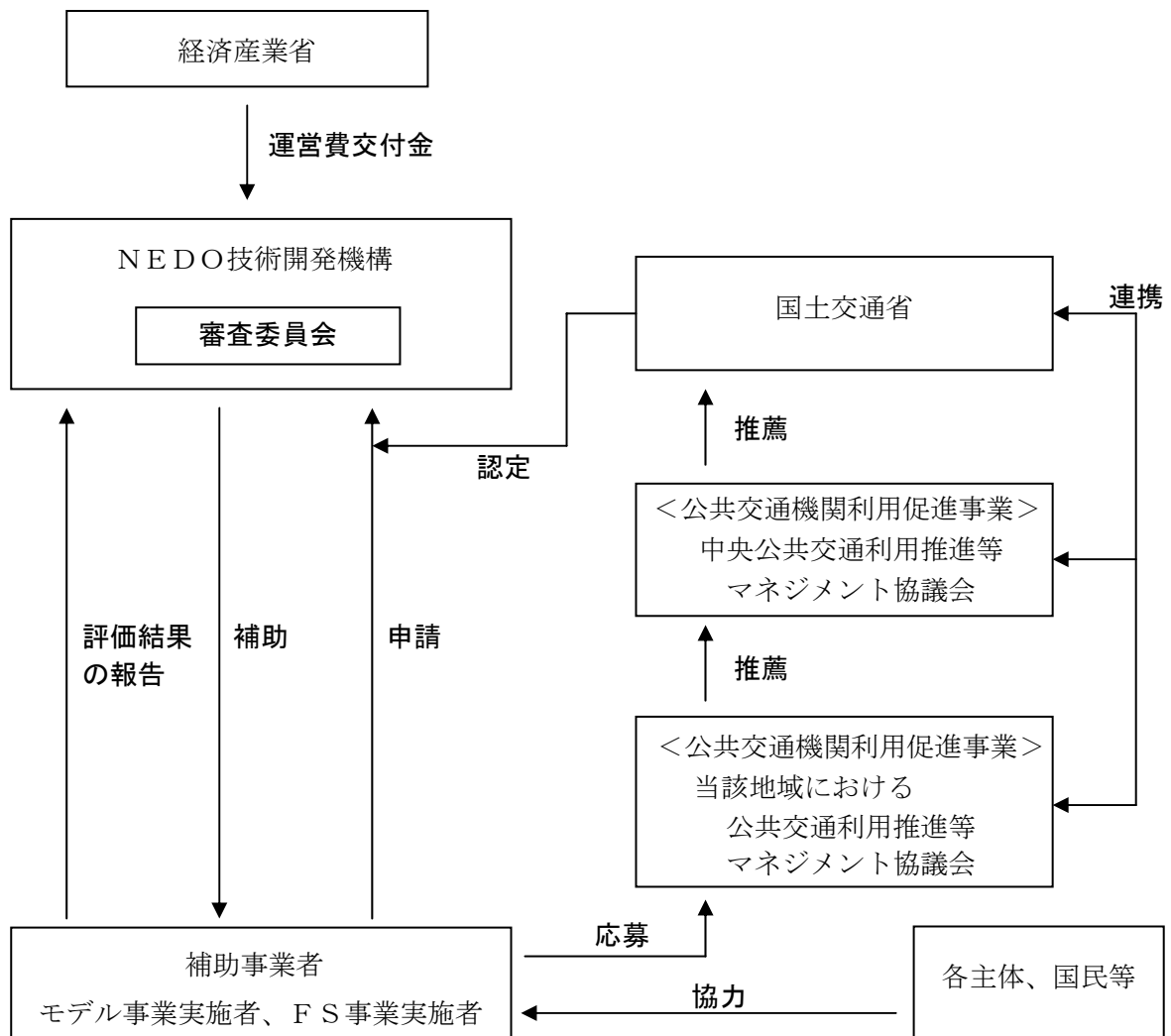
(8) 政策性

政策的に取り組むことで初めて効果が増大するものか評価する。なお、公共交通機関の利用促進に関する取り組みへの支援として、学識経験者、交通事業者、経済界、行政等で構成する「当該地域における公共交通利用推進等マネジメント協議会」及び「中央公共交通利用推進等マネジメント協議会」における推薦を受け、かつ国土交通省の認定を受けた場合は政策的意義が高いものとして評価する。

3. 事業の実施方式

3-1. 実施体制

<実施スキーム>



3-2. 採択方法

① 審査方法

NEDO技術開発機構省エネルギー技術開発部にてヒアリングを行うなどして事業内容の確認を行った後、学識経験者等により構成された採択審査委員会において評価項目毎に公正に評価し事業目的に合致した採択案件の選定を行う。なお、公共交通利用型のモデル事業・F S 事業については、当該地域における公共交通利用推進等マネジメント協議会の推薦及び中央公共交通利用推進等マネジメント協議会における推薦を受け、かつ国土交通省の認定を受けた案件のみ申請を受け付ける。

②審査結果の公表・通知

採択者については交付規程に基づき交付決定通知を行うとともに、簡単な事業内容を含めてプレス発表し、NEDO技術開発機構ホームページにも掲載する。

また、不採択者については、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

③不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金等の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取消、補助金の返還請求、罰則の適用を受けることがある。

4. 成果の報告について

4-1. 成果報告

事業終了後、新たな省エネルギー対策の提案や当該モデル事業の普及を目的に評価結果を公表する。

4-2. 中間報告

採択時に事務局が指定した事業については、中間報告を実施する（頻度は別途連絡）。

4-3. 成果の公表について

補助事業者は、事業終了後原則として1年間のデータを取得し、補助事業の内容及びその成果を公表するものとする。（過去の事業は、東京地区で開催する成果発表会で報告していただいています。）

5. 公募期間及び書類提出先

5-1. 公募期間

平成19年3月30日（金）～平成19年5月31日（木）

5-2. 提出先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO 技術開発機構）

省エネルギー技術開発部 補助支援グループ

担当 湯屋、有賀（両名併記のこと）

住所 : 〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 18階

電話044（520）5282

FAX 044（520）5283

公共交通機関利用促進事業に申請する事業者は、5-5. に示す当該地域における公共交通利用推進等マネジメント協議会事務局に応募し、当該地域における公共交通利用推進等マネジメント協議会の推薦及び中央公共交通利用推進等マネジメント協議会の推薦を受け、かつ国土交通省の認定を受けた事業のみを申請願います。

5-3. 提出資料

(1) 申請者は、公募期間中に補助事業応募に係る提出書類（様式）（資料参照）を各1部提出する。尚、電子データについては書式をNEDOのホームページよりダウンロードし、FD又はCDによりエクセル又はワードファイルで提出すること。

(2) 申請書類はA4ファイル綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。また、適宜、中仕切りを入れること。

(3) 書類自体にはインデックスをつけない事。袋とじは不可。また、資料の添付資料以外の書類のホッチキス止めは不可。

5-4. 提出方法

持参又は郵送とする(5月31日(木)17:30必着。遅れは受け付けません)。
持参の場合、16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従って下さい。

5-5. 公共交通利用推進等マネジメント協議会事務局連絡先

北海道運輸局 〒060-0042 札幌市中央区大通西10
TEL 011-290-2721 (企画観光部交通企画課)
又は TEL 011-290-2724 (交通環境部環境課)

東北運輸局 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1
TEL 022-791-7509 (交通環境部環境課)

関東運輸局 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57
TEL 045-211-7267 (交通環境部環境課)

北陸信越運輸局 〒950-8537 新潟市万代2-2-1
TEL 025-244-6116 (交通環境部環境課)

中部運輸局 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1
TEL 052-952-8045 (交通環境部環境課)

近畿運輸局 〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76
TEL 06-6949-6466 (交通環境部環境課)
又は TEL 06-6949-6409 (企画観光部交通企画課)

中国運輸局 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30
TEL 082-228-3495 (交通環境部環境課)

四国運輸局 〒760-0068 高松市松島町1-17-33
TEL 087-835-6356 (企画観光部交通企画課)
又は TEL 087-825-1173 (交通環境部環境・物流課)

九州運輸局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1
TEL 092-472-2315 (企画観光部交通企画課)
又は TEL 092-472-2330 (交通環境部環境課)

沖縄総合事務局 〒900-8530 那覇市前島2-21-7
TEL 098-866-0064 (運輸部企画室)

(公共交通利用推進等マネジメント協議会全般に関するお問い合わせ先)

国土交通省 総合政策局 交通計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL 03-5253-8275
FAX 03-5253-1552

6. 個人情報の利用目的の明示について

- 取得した個人情報については、平成19年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業に係る事務（ご連絡、資料送付、成果の普及等）のために利用いたします。
- ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で使用することはありません（但し、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

年間予定表

	年間予定	申請者	NEDO
公募	公募説明会 H19/4/12 (札幌) H19/4/17 (東京) H19/4/20 (福岡) H19/4/23 (大阪) H19/3/30 公募開始 H19/5/31 公募締切	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 地域及び中央公共交通利用推進等マネジメント協議会の推薦、かつ国土交通省の認定を受ける。 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 交付申請書及び 実施計画書の提出 </div>	N E D O
選考	H19/6~ H19/7下旬		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 交付申請書審査、選考 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> (個別ヒアリング) <div style="text-align: center;">↓</div> 審査、選考 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 交付決定通知 </div>
		↓	
		↓	
		↓	
事業の遂行・報告・検査・支払	H20/2/10 H20/3末	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 事業完了 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 実績報告 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 事業開始 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> 検査、確定 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> 精算払い

補助事業応募に係る提出書類（様式）

0. 提出書類チェックリスト （巻末の書式をコピーし記入すること）
1. 平成19年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金（機構法第15条第1項第3号に係るもの）交付申請書
- ・（別紙1）補助事業に要する経費、補助金対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分
 - ・（別紙2）補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額
2. 平成19年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業に関する実施計画書
- ・（別紙3）事業概要
 - ・（別紙4）民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分（モデル事業）
 - ・（別紙5）民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分（FS事業）
 - ・（別紙6）資金調達計画
 - ・全体システムの概要（別図）
 - ・（別紙7）課税事業者届出書…各社毎
 - ・（別紙8）省エネルギー効果および事業性評価・内訳表
 - ・（添付1）会社概要、登記簿謄本、事業実績…各社毎
 - ・（添付2）申請項目一覧表（NEDOのホームページより書式をダウンロードして使用）、別紙3、別図の電子データ…電子データとして、FDあるいはCD等で送付又は添付下さい。

<参考> エネルギーの原油換算 発熱量 10MJ = 原油換算量 0.258 (㊦)

最終エネルギー（原油換算）		
電力（一般電気事業者からの昼間買電 1 kWh）	0. 2 5 7	㊦
電力（一般電気事業者からの夜間買電 1 kWh）	0. 2 3 9	㊦
電力（上記以外の買電 1 kWh）	0. 2 5 2	㊦
都市ガス 1 Nm ³	1. 0 6 0	㊦
LPG 1 kg	1. 2 9 5	㊦
灯油 1 リットル	0. 9 4 7	㊦

番号は申請者側の文書管理体系に基づき共通した番号で記述下さい。無い場合は「番号」を削除下さい。

番 号
平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 ○ ○ △ △ 殿

申請者として記名押印する者は、地方公共団体の場合は首長、民間企業の場合は代表権を有する者とする。(代表者名の前には肩書きを明記下さい)

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

複数の申請者になる場合は以下に追記下さい。

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金
(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの) 交付申請書

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業費補助金(機構法第 15 条第 1 項第 3 号に係るもの)交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

(ここで改ページしてください)

モデル事業（設計、設備、工事、諸経費、評価費）又は FS 事業（調査費）に対応する費目を記入のこと。

(別紙 1)

補助事業に要する経費、補助金対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
小計				
消費税		—	—	—
合計				

(注) 金額については円単位まで明記し、円未満の端数は切り捨てること。
消費税については、補助対象経費となりません。

(別紙 2)

補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費				
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
小計					
消費税					
合計					

平成〇〇年度 民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業に関する実施計画書

(モデル事業又はF S 事業) ← 不要な方を削除

補助事業の名称

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(事業実施者名)

団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (幹事団体)
代表者名 役職 〇〇〇〇〇〇
所在地 〇〇県△△市・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)
連絡先 管理担当
所 属 〇〇部 △△△課
役 職 名 〇〇〇
氏 名 〇〇〇 〇〇〇
(TEL: △△△-△△-△△△△ [代] 内線△△△△)
(FAX: △△△-△△-△△△△)
(E-mail: △△△△@△△.△△.△△)
経理担当
所 属 〇〇部 △△△課
役 職 名 〇〇〇
氏 名 〇〇〇 〇〇〇
(TEL: △△△-△△-△△△△ [代] 内線△△△△)
(FAX: △△△-△△-△△△△)

団体名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者名 役職 〇〇〇〇〇〇
所在地 〇〇県△△市・・・・・・・・・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)
連絡先 管理担当
所 属 〇〇部 △△△課
役 職 名 〇〇〇
氏 名 〇〇〇 〇〇〇
(TEL: △△△-△△-△△△△ [代] 内線△△△△)
(FAX: △△△-△△-△△△△)
(E-mail: △△△△@△△.△△.△△)
経理担当
所 属 〇〇部 △△△課
役 職 名 〇〇〇
氏 名 〇〇〇 〇〇〇
(TEL: △△△-△△-△△△△ [代] 内線△△△△)
(FAX: △△△-△△-△△△△)

※ 会社概要、登記簿謄本及び事業実績等の資料を添付すること。
また、消費税等仕入控除ができる事業実施者は、課税事業者届出書(別紙7)を添付すること。
事業実施者各々について記載すること。
代表者は、団体の代表権を有するものとする。

(3) その他実施上問題となる事項

- ・ 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

(別紙4)

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分 (モデル事業)

(単位:円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金交付申請額	備 考
	金額	品名	金額	品名	積算内訳			
設計費 (小計)								その他参考となる事項 について記述すること
設備費 (小計)					設備能力、型式、個数等基本 仕様についてそれぞれ記載す ること			
工事費 (小計)								
諸経費 (小計)								
評価費 (小計)								
合 計								
消費税			—	—	—	—	—	—
総 計								

(別紙5)

民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業 事業経費の配分 (FS事業)

(単位:円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金交付申請額	備考
	金額	品名	金額	品名	積算内訳			
調査費								
合計								
消費税			—	—	—	—	—	—
総計								

(別紙6)

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
借入金		
合計		

※ 調達先欄は補助金、自己資金、借入金等の別を記入すること。

システムの概要 (注) 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 判に記入すること。

別図

[全体システム図]

(別紙7)

課税事業者届出書

平成 年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 ○ ○ △ △ 殿

申請者 住所
名称
代表者名 印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）である（となる予定である）のでその旨届出します。

記

課税期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(別紙8)

必ず提出の事

省エネルギー効果および事業性評価・内訳表

省エネルギー性・モデル地区取り組み内容															総合事業効果				
A取り組み内容	B取り組み項目	C	D対策前緒元	E対策後緒元	F改善代	G対象数	H効果(1)	H効果(2)	I対象数	J総合効果	Kエネルギー単価	L経済効果	M設備費用	N回収年数	O対象地区数	P総合効果	Q経済効果		
例1	備考										必要に応じて 修正してください						事業性評価	省エネルギー効果	2.4億円/万kl
		単位	kwH/日	kwH/日	kwH/日	店舗	リットル/日	リットル/年	台/地区	kl/年地区	円/1	円	円	年		地区/全国	万kl/年	億円/年	
	照明の電力削減	電力		50	33	17	1	2.5	912.5	1000	912.5	24	21,900,000	120,000,000	5.5	30	2.7375	6.57	
例2		単位	km/リットル	km/リットル	km/リットル	km/日	リットル/日	リットル/年	台/地区	kl/年地区	円/1	円	円	年		地区/全国	万kl/年	億円/年	
	交通システムでの燃費改善	燃費		3	3.9	0.9	200	15.4	5615	50	280.75	24	6,738,000	45,000,000	6.7	100	2.8	6.72	

提案 1-1

A取り組み内容	B取り組み項目	C	D対策前緒元	E対策後緒元	F改善代	G対象数	H効果(1)	H効果(2)	I対象数	J総合効果	Kエネルギー単価	L経済効果	M設備費用	N回収年数	O対象地区数	P総合効果	Q経済効果		
備考											必要に応じて 修正してください						事業性評価	省エネルギー効果	2.4億円/万kl
		単位																	

提案 1-2

A取り組み内容	B取り組み項目	C	D対策前緒元	E対策後緒元	F改善代	G対象数	H効果(1)	H効果(2)	I対象数	J総合効果	Kエネルギー単価	L経済効果	M設備費用	N回収年数	O対象地区数	P総合効果	Q経済効果		
備考											必要に応じて 修正してください						事業性評価	省エネルギー効果	2.4億円/万kl
		単位																	

提案 1-3

A取り組み内容	B取り組み項目	C	D対策前緒元	E対策後緒元	F改善代	G対象数	H効果(1)	H効果(2)	I対象数	J総合効果	Kエネルギー単価	L経済効果	M設備費用	N回収年数	O対象地区数	P総合効果	Q経済効果		
備考											必要に応じて 修正してください						事業性評価	省エネルギー効果	2.4億円/万kl
		単位																	

さらにある場合は追加してください。

注：公共交通機関利用促進事業の場合、J/人・km原単位の差だけでなく、転換率を考慮すること。

公募締切日及び連絡先

《公募締切日》平成19年5月31日（木）17：30 必着

《提出資料》 交付申請書及び実施計画書を提出すること。

《連絡先》 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミュージアム 川崎 セントラルタワー18階
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO技術開発機構）
省エネルギー技術開発部 補助支援グループ 湯屋、有賀
電話044（520）5282
FAX 044（520）5283

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp>

※持参の場合、16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

提出書類チェックリスト

NO.	書 類	部数	備 考	確認欄
1	交付申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は代表者か？ ・公印が押印されているか？ ・補助金交付申請額は正しいか？ 	
2	実施計画書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名が明示されているか？ ・連絡先の管理担当、経理担当が正しく記載されているか？ (メールアドレス、Tel など) ・幹事会社が明示されているか？ 	
(別紙、別図、添付書類)				
別紙 1,2		1	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税の区分け、費目が正しく記載されているか？ 	
別紙 3	事業概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果、費用対効果が記載されているか？ ・事業費は正しく記載されているか？ 	
別紙 4	事業経費の配分 (モデル事業)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・費目は正しいか？ (モデル事業) ・消費税の区分は (事業に要する経費とそれ以外) でされているか？ 	
別紙 5	事業経費の配分 (FS 事業)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・費目は正しいか？ (FS 事業) ・消費税の区分は (事業に要する経費とそれ以外) でされているか？ 	
別紙 6	資金調達計画	1	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は税抜き金額になっているか？ 	
別紙 7	課税事業者届出書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する申請者の分だけ提出されているのか？ 	
別紙 8	省エネルギー効果及び事業性評価・内訳表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・算出根拠が明示されているか？ 	
別図	システムの概要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい図になっているか？ 	
添付 1	会社概要、登記簿謄本、事業実績	1	<ul style="list-style-type: none"> ・総てそろっているか？ (地方自治体、大学法人等については登記簿謄本は不要。但し、会社概要、事業実績等に替わるものがあればベター) 	
添付 2	申請項目一覧表、別紙 3, 別図の電子データ	1	<ul style="list-style-type: none"> 書式は NEDO の HP よりダウンロードし、FD 又は CD 又はメール添付により、エクセル又はワードファイルで提出又は送付のこと 	

注：申請時に提出した書類にチェックを入れること。